

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年11月30日
【会社名】	株式会社ラックランド
【英訳名】	LUCKLAND CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 望月 圭一郎
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿三丁目18番20号
【電話番号】	03(3377)9331(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 鈴木 健太郎
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿三丁目18番20号
【電話番号】	03(3377)9331(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 鈴木 健太郎
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集(売出)金額】	一般募集 674,658,000円 引受人の買取引受による売出し 1,094,850,400円 オーバーアロットメントによる売出し 269,802,420円 (注) 1. 募集金額は、発行価額の総額であり、平成27年11月20日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であり ます。 ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。 2. 売出金額は、売出価額の総額であり、平成27年11月20日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であり ます。
【安定操作に関する事項】	1. 今回の募集及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。 2. 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であり ます。
【縦覧に供する場所】	株式会社ラックランド大阪支店 (大阪府吹田市江坂町一丁目12番28号) 株式会社ラックランド東関東メンテナンスステーション (千葉県千葉市稲毛区弥生町四丁目35番地) 株式会社ラックランド北関東メンテナンスステーション (埼玉県さいたま市大宮区大成町二丁目225番地3) 株式会社ラックランド横浜メンテナンスステーション (神奈川県横浜市青葉区千草台46番地8) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)
(注)	上記の東関東メンテナンスステーション、北関東メンテナンスステーション及び横浜メンテナンスステーションは、金融商品取引法に規定する縦覧場所ではありませんが、投資家の便宜を考慮して、縦覧に供する場所としております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	360,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株

(注) 1. 平成27年11月30日(月)開催の取締役会決議によります。

2. 上記発行数は、平成27年11月30日(月)開催の取締役会において決議された公募による自己株式の処分に係る募集株式数であります。本募集(以下「一般募集」という。)は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘であります。

3. 一般募集及び一般募集と同時にされる後記「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」に記載の売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)にあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集及び売出しの引受人である野村證券株式会社が当社株主から138,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

4. 一般募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 ロックアップについて」をご参照下さい。

5. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

平成27年12月7日(月)から平成27年12月10日(木)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」という。)に決定される発行価額にて後記「3 株式の引受け」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	-	-	-
一般募集	360,000株	674,658,000	-
計(総発行株式)	360,000株	674,658,000	-

(注) 1. 全株式を金融商品取引業者の買取引受けにより募集します。

2. 発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。

3. 一般募集は、自己株式の処分に係るものであり、払込金額の総額は資本組入れされません。

4. 発行価額の総額は、平成27年11月20日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	発行価額(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
未定 (注)1.2. 発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件とします。	未定 (注)1.2.	- (注)3.	100株	自平成27年12月11日(金) 至平成27年12月14日(月) (注)4.	1株につき発行価格と同一の金額	平成27年12月17日(木) (注)4.

(注)1. 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件により需要状況を勘案した上で、平成27年12月7日(月)から平成27年12月10日(木)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に、一般募集における価額(発行価格)を決定し、併せて発行価額(当社が引受人より受取る1株当たりの払込金額)を決定いたします。

今後、発行価格等(発行価格、発行価額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金をいう。以下同じ。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、差引手取概算額、引受人の買取引受による売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://www.luckland.co.jp/ir/news/index.html>)(以下「新聞等」という。)で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2. 前記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 一般募集は、自己株式の処分に係るものであり、発行価額(会社法上の払込金額)は資本組入れされません。

4. 申込期間及び払込期日については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。

なお、上記申込期間及び払込期日については、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は、最長で平成27年12月4日(金)から平成27年12月10日(木)までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成27年12月7日(月)から平成27年12月10日(木)までを予定しております。

したがって、

発行価格等決定日が平成27年12月7日(月)の場合、申込期間は「自平成27年12月8日(火)至平成27年12月9日(水)」、払込期日は「平成27年12月15日(火)」

発行価格等決定日が平成27年12月8日(火)の場合、申込期間は「自平成27年12月9日(水)至平成27年12月10日(木)」、払込期日は「平成27年12月15日(火)」

発行価格等決定日が平成27年12月9日(水)の場合、申込期間は「自平成27年12月10日(木)至平成27年12月11日(金)」、払込期日は「平成27年12月16日(水)」

発行価格等決定日が平成27年12月10日(木)の場合は上記申込期間及び払込期日のとおり、

となりますのでご注意ください。

5. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとし、

6. 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に自己株式の処分に対する払込金に振替充当します。

7. 申込証拠金には、利息をつけません。

8. 株式の受渡期日は、払込期日の翌営業日であります。

したがいまして、

発行価格等決定日が平成27年12月7日(月)の場合、受渡期日は「平成27年12月16日(水)」

発行価格等決定日が平成27年12月8日(火)の場合、受渡期日は「平成27年12月16日(水)」

発行価格等決定日が平成27年12月9日(水)の場合、受渡期日は「平成27年12月17日(木)」

発行価格等決定日が平成27年12月10日(木)の場合、受渡期日は「平成27年12月18日(金)」

となりますのでご注意ください。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

(3) 【申込取扱場所】

後記「3 株式の引受け」欄の金融商品取引業者の本店及び全国各支店で申込みの取扱いをいたします。

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 新宿支店	東京都新宿区新宿三丁目30番18号

(注) 上記払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

3 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	360,000株	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は自己株式の処分に対する払込金として、払込期日に払込取扱場所へ発行価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、一般募集における価額(発行価格)と発行価額との差額は引受人の手取金となります。
計		360,000株	

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
674,658,000	10,000,000	664,658,000

- (注) 1. 新規発行による手取金は自己株式の処分に係る手取金であり、発行諸費用の概算額は自己株式の処分に係る諸費用の概算額であります。
2. 引受手数料は支払われないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。
3. 払込金額の総額(発行価額の総額)は、平成27年11月20日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額664,658,000円については、全額を平成27年12月末までに運転資金として金融機関から借入れた短期借入金の返済資金の一部に充当する予定であります。なお、実際の充当時期までは、安全性の高い銀行預金等にて運用する予定であります。

当社グループは、厨房機器周りの商空間の企画制作に強みを持ち、店舗・商業施設・物流倉庫・食品工場等の商空間における建築・内装・設備の企画・デザイン・設計・施工・メンテナンスと従来の枠組みを超えた商空間の企画制作サービスの提供を主な事業内容としております。その事業内容を発展させるべく、中期経営目標としましては、商空間創りにおける各専門分野の技術力を自社で持つことによる収益性の向上、海外ASEAN地域における日系企業を中心とした顧客への商空間の企画制作サービスの提供拡充、株主価値の向上、を掲げております。

上記中期経営目標を達成すべく事業を進めており、今後の資金需要に備えるために財務内容を改善する必要があると考えております。

そのため、今回、自己株式を処分することにより調達する資金を原資として借入金の返済を実行し、財務基盤の一層の強化をいち早く図りたいと考えております。

第2【売出要項】

1【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

平成27年12月7日(月)から平成27年12月10日(木)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に決定される引受価額にて後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」に記載の引受人は買取引受を行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出しを行います。引受人は受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金とします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数	売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	560,000株	1,094,850,400	神奈川県横浜市都筑区 望月 圭一郎 300,000株
			神奈川県横浜市都筑区中川一丁目2番F-1401号 株式会社エイ・クリエイツ 260,000株

- (注) 1. 一般募集及び引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集及び売出しの引受人である野村證券株式会社がオーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
2. 一般募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 ロックアップについて」をご参照下さい。
3. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
4. 売出価額の総額は、平成27年11月20日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

2【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

売出価格(円)	引受価額(円)	申込期間	申込単位	申込証拠金(円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注)1.2. 発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件とします。	未定 (注)1. 2.	自 平成27年12月11日(金) 至 平成27年12月14日(月) (注)3.	100株	1株につき売出価格と同一の金額	右記金融商品取引業者の本店及び全国各支店	東京都中央区日本橋一丁目9番1号 野村證券株式会社	(注)4.

(注)1. 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件により需要状況を勘案した上で、平成27年12月7日(月)から平成27年12月10日(木)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に、売出価格を決定し、併せて引受価額(売出人が引受人より受取る1株当たりの売買代金)を決定いたします。

今後、発行価格等(発行価格、発行価額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、差引手取概算額、引受人の買取引受による売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://www.luckland.co.jp/ir/news/index.html>)(新聞等)で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2. 前記「1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」の冒頭に記載のとおり、売出価格と引受価額とは異なります。売出価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 株式の受渡期日は、平成27年12月18日(金)であります。

申込期間及び受渡期日については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。

なお、上記申込期間及び受渡期日については、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は、最長で平成27年12月4日(金)から平成27年12月10日(木)までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成27年12月7日(月)から平成27年12月10日(木)までを予定しております。

したがって、

発行価格等決定日が平成27年12月7日(月)の場合、申込期間は「自 平成27年12月8日(火) 至 平成27年12月9日(水)」、受渡期日は「平成27年12月16日(水)」

発行価格等決定日が平成27年12月8日(火)の場合、申込期間は「自 平成27年12月9日(水) 至 平成27年12月10日(木)」、受渡期日は「平成27年12月16日(水)」

発行価格等決定日が平成27年12月9日(水)の場合、申込期間は「自 平成27年12月10日(木) 至 平成27年12月11日(金)」、受渡期日は「平成27年12月17日(木)」

発行価格等決定日が平成27年12月10日(木)の場合は、申込期間は上記申込期間のとおり、受渡期日は本(注)3.の冒頭に記載のとおり「平成27年12月18日(金)」

となりますのでご注意ください。

4. 元引受契約の内容

買取引受けによります。

引受手数料は支払われません。

ただし、売価格と引受価額との差額は、引受人の手取金となります。

なお、引受人の手取金は前記「第1 募集要項 3 株式の引受け 引受けの条件」において決定される引受人の手取金と同一といたします。

金融商品取引業者の引受株式数

金融商品取引業者名	引受株式数
野村證券株式会社	560,000株

5. 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

6. 申込証拠金のうち引受価額相当額は、受渡期日に売出人への支払いに充当します。

7. 申込証拠金には、利息をつけません。

8. 株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

3【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数	売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	138,000株	269,802,420	東京都中央区日本橋一丁目9番1号 野村證券株式会社

(注)1. オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集及び引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集及び売出しの引受人である野村證券株式会社が当社株主から138,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。上記売出数はオーバーアロットメントによる売出しの売出数の上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

今後、売出数が決定された場合は、発行価格等(発行価格、発行価額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金)及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、差引手取概算額、引受人の買取引受による売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://www.luckland.co.jp/ir/news/index.html>)(新聞等)で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3. 売出価額の総額は、平成27年11月20日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

4【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

売出価格(円)	申込期間	申込単位	申込証拠金(円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注)1.	自 平成27年12月11日(金) 至 平成27年12月14日(月) (注)1.	100株	1株につき 売出価格と 同一の金額	野村證券株式 会社の本店及 び全国各支店		

(注)1. 株式の受渡期日は、平成27年12月18日(金)であります。

売出価格、申込期間及び受渡期日については、前記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」において決定される売出価格、申込期間及び受渡期日とそれぞれ同一といたします。

2. 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

3. 申込証拠金には、利息をつけません。

4. 株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集及び引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集及び売出しの引受人である野村證券株式会社が当社株主から138,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、138,000株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合、野村證券株式会社は、一般募集及び引受人の買取引受による売出しの対象となる株式とは別に、オーバーアロットメントによる売出しの売出数を上限として追加的に当社普通株式を取得する権利(以下「グリーンシューオプション」という。)を、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出し(以下「本件募集売出し」という。)の受渡期日から平成27年12月25日(金)までの間を行使期間(以下「グリーンシューオプションの行使期間」という。(注))として上記当社株主から付与されます。

また、野村證券株式会社は、本件募集売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成27年12月21日(月)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。(注))、上記当社株主から借入れた株式(以下「借入れ株式」という。)の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、本件募集売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

上記のとおりシンジケートカバー取引及び安定操作取引により取得して返却に充当後の残余の借入れ株式は、野村證券株式会社がグリーンシューオプションを行使することにより返却されます。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、野村證券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れ、当該株主から野村證券株式会社へのグリーンシューオプションの付与及び株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引は行われません。

(注) グリーンシューオプションの行使期間及びシンジケートカバー取引期間は、

発行価格等決定日が平成27年12月7日(月)の場合、グリーンシューオプションの行使期間は「平成27年12月16日(水)から平成27年12月25日(金)までの間」、シンジケートカバー取引期間は「平成27年12月10日(木)から平成27年12月21日(月)までの間」

発行価格等決定日が平成27年12月8日(火)の場合、グリーンシューオプションの行使期間は「平成27年12月16日(水)から平成27年12月25日(金)までの間」、シンジケートカバー取引期間は「平成27年12月11日(金)から平成27年12月21日(月)までの間」

発行価格等決定日が平成27年12月9日(水)の場合、グリーンシューオプションの行使期間は「平成27年12月17日(木)から平成27年12月25日(金)までの間」、シンジケートカバー取引期間は「平成27年12月12日(土)から平成27年12月21日(月)までの間」

発行価格等決定日が平成27年12月10日(木)の場合、グリーンシューオプションの行使期間は「平成27年12月18日(金)から平成27年12月25日(金)までの間」、シンジケートカバー取引期間は「平成27年12月15日(火)から平成27年12月21日(月)までの間」

となります。

2 ロックアップについて

一般募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である望月圭一郎及び株式会社エイ・クリエイツ並びに当社株主である福島工業株式会社は野村證券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集及び引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して90日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し等を除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社は野村證券株式会社に対し、ロックアップ期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、一般募集及び株式分割による新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、野村證券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

特に自己株式処分並びに株式売出届出目論見書に記載しようとしている事項は次のとおりであります。

・表紙に当社のロゴ  を記載いたします。

・表紙裏に以下の内容を記載いたします。

1. 募集又は売出しの公表後における空売りについて

(1)金融商品取引法施行令(以下「金商法施行令」という。)第26条の6の規定により、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」(以下「取引等規制府令」という。)第15条の5に定める期間(有価証券の募集又は売出しについて、有価証券届出書が公衆の縦覧に供された日の翌日から、発行価格又は売出価格を決定したことによる当該有価証券届出書の訂正届出書が公衆の縦覧に供された時までの間(*1))において、当該有価証券と同一の銘柄につき取引所金融商品市場又は金商法施行令第26条の2の2第7項に規定する私設取引システムにおける空売り(*2)又はその委託もしくは委託の取次ぎの申込みを行った投資家は、当該募集又は売出しに応じて取得した有価証券により当該空売りに係る有価証券の借入れ(*3)の決済を行うことはできません。

(2)金融商品取引業者等は、(1)に規定する投資家が行った空売り(*2)に係る有価証券の借入れ(*3)の決済を行うために当該募集又は売出しに応じる場合には、当該募集又は売出しの取扱いにより有価証券を取得させることができません。

*1 取引等規制府令第15条の5に定める期間は、平成27年12月1日から、発行価格及び売出価格を決定したことによる有価証券届出書の訂正届出書が平成27年12月7日から平成27年12月10日までの間のいずれかの日に提出され、公衆の縦覧に供された時までの間となります。

*2 取引等規制府令第15条の7各号に掲げる、次の取引を除きます。

- ・先物取引
- ・国債証券、地方債証券、社債券(新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。)、投資法人債券等の空売り
- ・取引所金融商品市場における立会外売買による空売り

*3 取引等規制府令第15条の6に定めるもの(売戻条件付売買又はこれに類似する取引による買付け)を含みません。

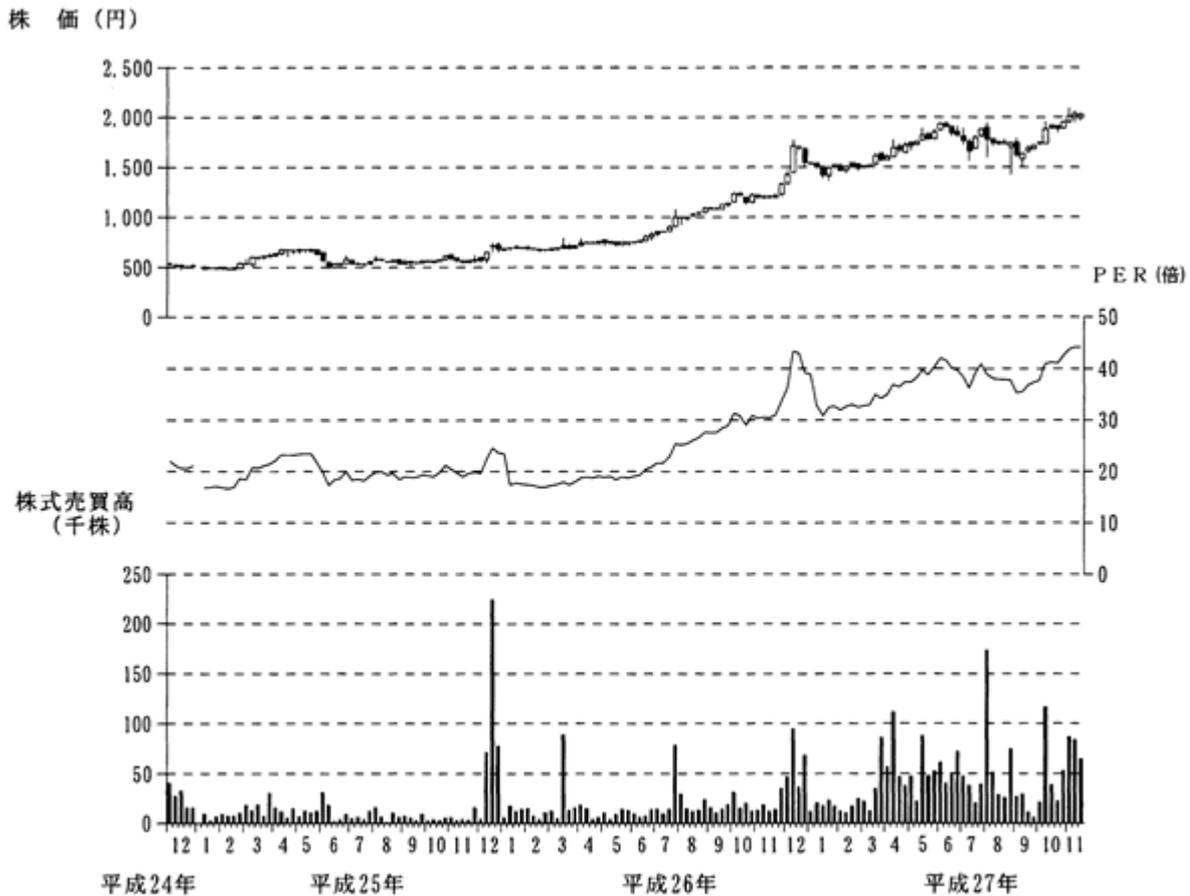
2. 今後、発行価格等(発行価格、発行価額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金をいう。以下同じ。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、差引手取概算額、引受人の買取引受による売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://www.luckland.co.jp/ir/news/index.html>)(以下「新聞等」という。)で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

・第一部 証券情報の直前に以下の内容を記載いたします。

(株価情報等)

1【株価、P E R及び株式売買高の推移】

平成24年11月26日から平成27年11月20日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価、P E R及び株式売買高の推移(週単位)は以下のとおりであります。



(注) 1 . ・ 株価のグラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しております。
 ・ 始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しております。
 ・ 終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しております。

2 . P E Rの算出は、以下の算式によります。

$$P E R (倍) = \frac{\text{週末の終値}}{1 \text{ 株当たり当期純利益}}$$

平成24年11月26日から平成24年12月31日については、平成23年12月期有価証券報告書の平成23年12月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成25年1月1日から平成25年12月31日については、平成24年12月期有価証券報告書の平成24年12月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成26年1月1日から平成26年12月31日については、平成25年12月期有価証券報告書の平成25年12月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成27年1月1日から平成27年11月20日については、平成26年12月期有価証券報告書の平成26年12月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

2【大量保有報告書等の提出状況】

平成27年5月30日から平成27年11月20日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成27年11月30日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更及び追加がありました。

以下の内容は当該「事業等のリスク」を一括して記載したものであり、変更及び追加箇所については_____ 罫で示しております。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、以下の「事業等のリスク」に記載の事項を除き、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成27年11月30日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

[事業等のリスク]

(1) 特定の業界への依存について

当社グループは、新規顧客の開拓等による取引先分散の継続的な推進を行っており、特定取引先への販売依存は ありませんが、飲食料点小売業界及び外食業界に属する企業への売上高が大きなウェイトを占めております。このため、これらの業界動向の変動により顧客企業の事業環境に急激な変化が生じた場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。平成26年12月期（連結）における飲食料点小売業界への依存度は42.7%（平成25年12月期（連結） 38.6%）、外食業界への依存度は26.7%（平成25年12月期（連結） 34.4%）であります。

(2) 業績の季節変動について

当社グループは、食品スーパーマーケットや外食産業の店舗における企画・設計・施工・メンテナンスを主な事業としている関係上、顧客企業の出店政策や出店計画に影響を受け、業績に季節的な変動が見られます。売上高の季節の変動に伴い、営業利益も同様の傾向が見られ、平成25年12月期（連結）及び平成26年12月期（連結）の上半期・下半期のそれぞれの売上高及び営業利益は下記のとおりであります。

（単位：千円）

		上半期（1月～6月）	下半期（7月～12月）
平成25年12月期（連結）	売上高（構成比）	8,495,106（40.2%）	12,619,384（59.8%）
	営業利益（構成比）	186,791（35.8%）	334,359（64.2%）
平成26年12月期（連結）	売上高（構成比）	11,580,419（46.1%）	13,564,399（53.9%）
	営業利益（構成比）	65,247（10.9%）	533,877（89.1%）

（注）1．上記売上高及び営業利益は、消費税等を含んでおりません。

2．平成26年12月期（連結）の上半期の営業利益は、受注拡大のための営業戦略の一環として、複数件の大型案件を低粗利で受注したため、例年に比較して減少しております。

(3) 品質管理について

品質管理につきましては、設計及び制作分野における知識や経験の豊富な専門人員で構成する品質管理の専門部署を社内に設置し、設計及び施工の過程において同部署による複数回の品質チェックの実施を行うなど、十分な品質管理体制を整備しております。

しかしながら、万が一、設計・施工物件の品質に不備が生じ、賠償責任問題などに発展した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 債権管理について

債権管理につきましては、顧客企業からの受注に当たって事前の与信調査から債権発生・回収まで、一貫した管理体制を整備しております。また、原則として債権を長期間に亘り分割して回収する延払条件付き契約の締結は禁止しておりますが、諸々の事情を鑑み当該契約の締結を行う場合には、連帯保証や担保差入れなどにより債権保全を図っております。

訴訟による和解決定など特殊な事情により締結した延払条件付き契約に係る債権については、当該債権残高に対して個別に回収可能性を検討し貸倒引当金を計上しております。

しかしながら、経済環境の激減などにより顧客企業の属する業界動向に急速な悪化が生じた場合には、債権の滞留や貸倒れが発生し、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 業界に対する特有の法的規制並びに主要な業務に係る免許及び許認可等について

当社グループの主要な事業活動の継続には下記の許認可が必要ですが、「建設業法」においては第8条、第28条及び第29条、「建築士法」においては第2条、第3条、第10条、第23条及び第24条、「宅地建物取引業法」においては第3条及び第5条に免許の取消、営業停止または更新欠格事由が定められております。当社グループは、本有価証券届出書提出日（平成27年11月30日）現在において、これらに該当する事実はないと認識しております。

しかしながら、将来、許可の取消等の事由が生じた場合、当社グループの事業遂行に支障をきたし、当社グループの経営成績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

（平成27年11月30日現在）

許認可等の名称	根拠法令	許認可等の内容	有効期間
特定建設業	建設業法	電気工事業、管工事業、建築工事業、熱絶縁工事業、内装仕上工事業の許可	平成27年3月4日～平成32年3月3日
		大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、鉄筋工事業、板金工事業、鋼構造物工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、建具工事業の許可	平成27年3月4日～平成32年3月3日
一級建築士事務所	建築士法	一級建築士事務所の登録許可	平成27年8月10日～平成32年8月9日
宅地建物取引業	宅地建物取引業法	不動産の売買、仲介、斡旋、賃貸及び管理	平成24年8月24日～平成29年8月23日

また、当社グループの主要顧客先であるスーパーマーケット業界や外食業界に対する主な法的規制として、大規模小売店舗立地法、中心市街地活性化法、都市計画法、食品衛生法、食品リサイクル法があります。当社グループは、自社グループ及び顧客の事業に関連する各種法令を熟知し遵守して、要件の充足、免許の取得、必要な届出等を行い、事業の展開を行っております。

しかしながら、当該各種法令の改廃や新たな法的規制が導入された場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 人材の確保について

当社グループは、設計・施工・メンテナンス業務の内製化による収益確保のため、数年前より先行して人員確保を行い、専門的な技能者の育成に努めてまいりました。しかしながら、今後の育成が計画とおりに進まず必要数の技能者の確保が困難な状態となった場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 資材価格の変動について

当社グループは、冷凍冷蔵機器や工事主要材料等について受注後に即時発注するなど資材価格の変動を極力抑制する原価管理体制を整備しております。しかしながら、原材料の価格の高騰を請負代金に反映することが困難な状態となった場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 有価証券投資について

当社グループは、既存顧客との営業上の取引関係の更なる強化、あるいは新規顧客の開拓及び取引関係の強化のため、株式の持合を行っております。

平成26年12月期（連結）末の残高は1,688,685千円ですが、顧客企業が属する業界の株式市場の低迷などにより、株価が著しく下落した場合は評価損が発生し、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす場合があります。

(9) ストックオプションについて

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。（詳細につきましては、「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第45期事業年度）第一部〔企業情報〕第4〔提出会社の状況〕1〔株式等の状況〕（2）〔新株予約権等の状況〕をご参照ください。）

これらの新株予約権が行使された場合、当社の1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。また、短期的な需給バランスの変動が発生し、株価形成に影響を及ぼす可能性があります。

(10) M & A、組織再編等について

当社グループは、事業戦略上、企業価値の向上を目的として必要に応じて企業や事業の買収、組織再編等を行っております。

当社グループは、平成27年8月17日開催の取締役会において、平成27年2月27日付けで東京地方裁判所に民事再生手続開始の申立てを行いましたマッハ機器株式会社が営む電気フライヤー等の開発、製造、販売事業を、新設した当社子会社で譲受けることを決議し、平成27年10月1日に事業譲受が完了しております（譲受価額：550百万円）。

当該行為に際しては、入念な調査、分析、検討を行っておりますが、買収時点では想定できなかった収益性の低下等の不測の事態が生じる場合やグループ会社間におけるシナジー効果が当初想定したほど発揮されない場合、のれんに係る減損損失の発生等により、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 事故及び災害について

当社グループは、現場での安全確保・管理には万全を期して取り組んでおりますが、施工中に予期せぬ重大事故が発生した場合には、経営成績や社会的信用に影響を及ぼす可能性があります。また、地震、風水害等の予期しない大規模災害が発生した場合にも、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

2 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成27年11月30日）までの間において、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、平成27年3月30日に臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

当該臨時報告書の報告内容は下記のとおりであります。

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成27年3月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

当社普通株式1株につき15円の期末配当を行うものです。

第2号議案 定款一部変更の件

現行定款第28条に定める監査役の員数の下限を、会社法第335条第3項に合わせて変更するものがあります。

第3号議案 取締役7名選任の件

望月圭一郎、野村裕之、関屋健一、名波正広、鈴木健太郎、郷内好寿、中山礼子の7氏を取締役に選任するものであります。

第4号議案 監査役1名選任の件

山口範雄氏を監査役に選任するものであります。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

内野経一郎氏を補欠監査役に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第1号議案	65,380	35	0	（注）1	可決
第2号議案	65,387	28	0	（注）3	可決
第3号議案					
望月 圭一郎	65,383	32	0	（注）2	可決
野村 裕之	65,381	34	0		可決
関屋 健一	65,378	37	0		可決
名波 正広	65,382	33	0		可決
鈴木 健太郎	65,382	33	0		可決
郷内 好寿	65,382	33	0		可決
中山 礼子	65,370	45	0		可決
第4号議案	65,373	42	0	（注）2	可決
第5号議案	65,332	83	0	（注）2	可決

（注）1．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

3．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分、委任状、役員および当日出席の大株主の各議案の賛否に関して確認ができたものを合計したことにより、可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第45期)	自 至	平成26年1月1日 平成26年12月31日	平成27年3月27日 関東財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第45期)	自 至	平成26年1月1日 平成26年12月31日	平成27年10月5日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第46期第3四半期)	自 至	平成27年7月1日 平成27年9月30日	平成27年11月13日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成27年3月27日

株式会社ラックランド

取締役会 御中

京都監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 若山 聡 満

指定社員
業務執行社員 公認会計士 齋藤 勝彦

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ラックランドの平成26年1月1日から平成26年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ラックランド及び連結子会社の平成26年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ラックランドの平成26年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社ラックランドが平成26年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- () 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成27年3月27日

株式会社ラックランド

取締役会 御中

京都監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 若山 聡 満

指定社員
業務執行社員 公認会計士 齋藤 勝彦

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ラックランドの平成26年1月1日から平成26年12月31日までの第45期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ラックランドの平成26年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- () 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年11月13日

株式会社ラックランド

取締役会 御中

京都監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 若山 聡満 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 齋藤 勝彦 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ラックランドの平成27年1月1日から平成27年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成27年7月1日から平成27年9月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成27年1月1日から平成27年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ラックランド及び連結子会社の平成27年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。